

# 平成25年度 事業報告

## I 業務に関する事項

### 1. コンプライアンス体制確立プログラムに基づく特別事業

「コンプライアンス体制確立プログラム」は、平成23年1月の商先法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止及び会員のビジネスモデル（相手方及び方法）の多様化といった諸情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、第109回理事会（平成24年9月26日開催）において決定したものであり、本年度も引き続き以下の諸施策を実施した。

#### (1) コンプライアンス体制の確立

##### ① 社内監査体制等に関する確認監査

平成24年末までに会員54社から提出のあったコンプライアンス体制に係る自己点検の結果を踏まえ、第53回（4月25日開催）及び第54回（5月16日開催）の自主規制委員会での審議を経て、第116回理事会（5月29日開催）において「コンプライアンス体制確立プログラムの今後の進め方について」を決定した。この中で、コンプライアンス体制の維持・向上のためには、社内監査を有効に機能させるなど会員自らの積極的な取り組みが重要であるとの観点から、個別対応として個人顧客を対象とした対面取引を取り扱う会員に対して、社内監査体制等に関する確認監査を実施することとし、該当する会員25社のうち、一斉点検における改善件数と認識したリスク項目数、社内監査の実施体制及び社内監査報告書に関する調査（オフサイト調査）結果等に基づいて会員8社を選定し、社内監査体制等に関する確認監査を6月から9月の間に実施した。

そして、第55回自主規制委員会（9月18日開催）及び第119回理事会（9月25日開催）において「コンプライアンス体制確立プログラムに基づく確認監査について（中間報告）」として報告したところ、引き続き会員のコンプライアンス水準の継続的な向上のための取り組みを進め、その具体的な方策を検討することとされた。この指摘を受けて第56回自主規制委員会（11月11日開催）での議論を経て、第120回理事会（11月27日開催）において、社内監査体制等に関する確認監査については、個人顧客を対象とした対面取引を行っている会員全社に対して行うものとし、1月から3月の間に既に実施した会員8社以外の17社に対して実施した。

##### ② 「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の対応状況に関する点検

平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画の創業等分野において、「行為規制の整備」や「顧客勧誘時の適合性原則の見直し等」などの4項目が掲げられ、それぞれの

検討・結論又は措置の時期である年度末に向けて、規制改革が具体的に検討されることとなった。こうした状況に的確に対応するため、会員各社が「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」に沿って社内基準を作成し、その基準を遵守する仕組みを導入している現状を踏まえ、かかる規制改革の事前確認という位置付けで当該留意事項の対応状況を点検することとした。点検の手段については、上記①のコンプライアンス体制確立プログラムに基づく社内監査体制等に関する確認監査と並行して、本年1月から3月の間に個人顧客を対象とした対面取引を行っている会員25社に対して実施した。

### ③ 実務担当者等を対象としたコンプライアンス・リスクの把握に関するセミナーの開催

会員各社が自社のビジネスモデルを踏まえて自らコンプライアンス・リスクを洗い出し、その内容を分析した上で対策を講じることが、コンプライアンス体制を確立する出発点であると考えられる。そこで、会員である株式会社アステムの常務取締役 北川具宏氏を講師とするセミナーを12月17日に東京（36社73名）で開催し、同社が導入した営業プロセスからリスクを抽出し、その影響度と発生頻度によりリスクを評価するという手法について、導入の経緯や実践的な対応を紹介していただいた。

## (2) 外務員の資質向上

### ① 外務員教育教材の刊行

個人顧客に対応する心構え（外務員倫理）及び商品市況等に関する知識の向上のために、「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」及び「コモディティハンドブック」を刊行した（詳細は17頁4.(5)を参照）。

### ② 会員の社内研修への講師の派遣

会員の法令遵守に関する社内研修の実施に当たり、会員の要請に応じて本会事務局職員を講師として派遣することとし、会員1社の要請に基づき講師派遣を行った。

## (3) 協会事業の展開

### ① 未取引の苦情が発生した場合の会員に対する指導

「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」（平成23年1月26日理事会決定）により、商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（未取引のものに限る、以下「未取引の苦情」という。）が相談センターに申し出される都度、会員の営業部門、管理部門の責任者及び関与した外務員本人より直ちにヒアリングを実施し、事実関係を確認した上で効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行うこととしている。

本年度は、延べ5件の未取引の苦情を発生させた会員4社に対して指導を実施した。

### ② 会員の実務の改善に結びつく情報提供の充実

トラブル防止のための情報として提供している「相談（問い合わせ）状況通知書」、苦情処理状況報告書、「苦情及び紛争処理結果（処理事例）」について、直接会員を訪問してその利用を呼び掛けるとともに、会員の社内における情報の利用状況や新たな情報ニー

ズの把握に努めた。

## 2. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、規制改革実施計画に基づく規制の見直しへの対応を検討する中で、主務省において不招請勧誘禁止規制の見直しが検討されていることを踏まえ、商品取引契約の締結に係る勧誘行為の適正化を一層進めるため、「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」を一部改正した。また、会員に対する指導や監査、会員の企業情報の開示等の事業を行ったほか、昨年度に引き続き米国外国口座税務コンプライアンス法への対応を行った。

その他、違反等行為を行った役員使用人等2名に対する処分を行った。

### (1) 規制改革実施計画に基づく規制の見直しへの対応

規制改革実施計画で、「顧客勧誘時の適合性原則の見直し等」が規制改革の事項として取り上げられた。この内容として、①「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えるようにする、②勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う、とされたことを受け、主務省は、不招請勧誘禁止規制や適合性の審査等に関して省令や商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の見直しの検討に入った。

本会でも、第56回（11月11日開催）、第57回（12月19日開催）及び第58回（2月13日開催）の自主規制委員会において不招請勧誘禁止規制の緩和を想定した対応案を検討した。

### (2) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく指導

#### ① 歩合外務員の管理に係る指導について

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、違反等行為届出書等の届出のあった会員2社について、それらの届出にあった行為の対象者がいずれも歩合外務員であったことから、再発防止の観点から歩合外務員の管理に係る指導を実施した。

#### ② 再勧誘の禁止に関する社内規則の遵守に係る指導について

平成23年1月26日から平成25年11月30日までの間、商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（未取引のものに限る。）が本会相談センターに複数件あった会員1社について、再勧誘に関する判断基準等が適切に運用されていなかったことから、再勧誘禁止に関する社内規則を遵守するよう指導を実施した。

### (3) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、対象会員（個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っていないなど、本会会長から適用除外の承認を受けた12社を除く。）に対して、年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、開示資料（月次開示資料の作成は、国内取引を行う会員のみ）の作成を求めるとともに、平成25年3月期の年次開示資料については、7月末日を期限として本会への提出を求めた（事業年度が10月から9月の

会員は、平成26年1月末日を期限)。対象会員は、年次開示資料及び月次開示資料を本店等に備え置く又は自社Webサイトへの掲載のいずれかの方法により開示した。

平成25年3月期の年次開示資料は、本会Webサイトにおいて、平成24年3月期のものと併せて2期分（平成23年度終了後に入会した会員は、平成25年3月期分のみ）を、7月31日と8月16日の2回に分けて掲載することにより開示した（事業年度が10月から9月の会員は、平成26年2月5日から開示）。また、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、対象会員の取引開始基準について、その変更や新規入会に伴い、随時その提出を求め、昨年度に引き続き本会Webサイトに掲載して開示した。

今年度において、弁護士等から本会に対してなされた年次開示資料等の開示請求（Webサイトに掲載されていない平成24年3月期前のもや脱退会員のものなど）は3件（延べ2社分）であり、本会で対応可能と判断したものについては、所定の手続きに則ってその請求に応じた。

#### (4) 会員に対する監査等の実施状況

商品取引事故等の処理状況を確認するため、商品先物取引業の廃止に伴う本会独自の特定監査を書面により2社に対して実施した。

#### (5) 自主規制ルールの整備

##### ① 「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」の一部改正について

主務省において不招請勧誘禁止規制の見直しが検討されている状況を踏まえ、商品取引契約の締結に係る勧誘行為の適正化を一層進めることにより、商品先物取引業界に対する社会的な評価を向上させる必要があると判断し、未取引の苦情の再発防止をより確実なものとするため、苦情の相手方となった会員に苦情の事実関係の有無を確認した上で、当該苦情に関与した外務員の行う商品取引契約の締結に係る勧誘行為を5営業日の間自粛するとともに、その間に発生原因の究明と再発防止策を検討するよう要請することとした。

そこで、「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」（平成23年1月26日理事会決定）を一部改正し、第58回自主規制委員会（2月13日開催）の審議を経て、第122回理事会（2月26日開催）において決定し、即日施行した。

なお、会員の営業部門、管理部門の責任者及び関与した外務員を本会に招致してヒアリングを実施し、事実関係を確認した上で行う効果的な改善を促す等の指導については、この5営業日間の自粛と再発防止策の検討が行われた後に実施することとなった。

##### ② 会員の広告等に関する規則等の一部改正

会員の広告等に関する規則において会員の広告等に「会員の顧客相談窓口及び本会相談センターの所在地及び電話番号」の記載を、商品先物取引業務に関する規則において個人顧客を対象とした業務を行う会員のホームページに「会員の顧客相談窓口及び本会相談センターの所在地及び電話番号」の掲載を義務付けてきた。しかしながら、本会相談セン

ターに苦情等を申し出た契機は「インターネットを見て」がここ数年最も多く、申出の手段もほとんどが来訪ではなくて電話となっている。

こうした実態に鑑み、会員の広告等やホームページに本会相談センターの「所在地」の掲載まで求めなくても、顧客が本会相談センターを利用する際の利便性を損なうことにならないため、会員の広告等に関する規則、会員の広告等に関する指針及び商品先物取引業務に関する規則の一部を改正し、会員の顧客相談窓口の電話番号及び本会相談センターの電話番号又は本会WebサイトのURLを掲載することとし、第54回自主規制委員会（5月16日開催）の審議を経て、第116回理事会（5月29日開催）において決定し、6月1日から施行した。

**③ 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正について**

有価証券報告書において比較情報制度が導入されたことにより、注記事項等の記載形式に変更があったこと、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴い、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があったことから、これらに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第54回自主規制委員会（5月16日開催）の審議を経て、第116回理事会（5月29日開催）において改正を行った。

**④ 商品先物取引業における経理処理の手引きの見直しについて**

会員実務担当者向けの業務マニュアルとして作成した「商品先物取引業における経理処理の手引き」について、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）が適用されることに伴い、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）及び「退職給付会計に関するQ&A」（日本公認会計士協会）が廃止されるため、記載内容の修正及び用語等の見直しを行い、3月13日に会員に提供した。

**⑤ 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の一部改正について**

平成23年1月の商先法の施行に併せて改正した「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」において、改正作業で生じた誤植等が見落としが判明したために修正を行うこととし、該当する規定の一部を改正し、第55回自主規制委員会（9月18日開催）の審議を経て、第119回理事会（9月25日開催）において決定し、10月1日から施行した。

**(6) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況**

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第35回綱紀委員会（7月17日開催）において、会員2社（うち1社は仲介業者の所属商品先物取引業者）から届出のあった2名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役員使用人等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、所属会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役員使用人等の氏名

を除く事項を本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて1年間掲載した。

なお、会員から違反等行為に係る届出があった役員使用人等1名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を実施した。

#### 会員及び仲介業者に所属していない元登録外務員2名に対する処分等について

処分の内容	処分した理由
外務員の登録の拒否 5年間	他社で開設した自己名義の口座を利用した運用話を持ち掛け、委託者から預かった金銭の大半を着服したことは、会員等の役員使用人に関する規則第7条第13号に違反する行為であり、また、委託者の取引で生じた値合金と未収金について所定の手続きを経ずに損失補てんを行ったことは、商品先物取引法第214条の3第1項に違反する行為と認められたため。
外務員の登録の拒否 2年間	顧客より「対面ネット取引」のID及びパスワードを教えてもらい、それらを用いて一任売買を行ったことは、商品先物取引法第214条第3号に違反する行為と認められるため。

#### (7) 米国外国口座税務コンプライアンス法への対応

平成22年3月に米国で成立した米国外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）に関し、6月11日に日米当局の声明により日本国内の金融機関が実施すべき手続き等が明らかにされことを同日付けで会員に周知するとともに、7月12日に米国内国歳入庁（IRS）よりFATCA施行の日程を6か月繰り下げる旨公表されたことに伴い、会員各社の実態に則した対応を進めるよう7月30日付けで会員に要請した。さらに、主務省から11月8日付け文書「米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について」により、日米当局声明を踏まえた取り組みを実施するよう会員に周知徹底を図り、会員の包括的な参加が実現するよう本会に協力要請があったことから、あらためて11月12日付けで日米当局声明に基づいた対応を進めるよう会員に要請した。

また、KPMG税理士法人とあずさ監査法人の専門家を招いて、これらFATCAへの対応、特にみなし遵守外国金融機関の要件及びその対処等に焦点を当てたセミナーを1月7日に東京（38社65名）で開催した。

#### (8) 会員の業務実態の把握

##### ① 個人顧客向けに通貨（通貨指標）を原資産とした店頭バイナリーオプション取引について

通貨関連店頭バイナリーオプションを含む特定店頭バイナリーオプション取引については、金融庁が金融商品取引業者等に関する内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、金融先物取引業協会も個人向け店頭バイナリーオプション取引業務

規則、個人向け店頭バイナリーオプション取引業務規制に係るガイドラインを制定し、共に8月1日（一部は12月1日）から施行した。

この情勢に鑑み、会員各社の店頭取引におけるバイナリーオプション取引の取扱い状況等を把握するため、現在及び将来的なバイナリーオプションの取り扱いについて、個人顧客を取引の相手方とするビジネスモデルを採用する会員43社に対して8月にアンケート調査を実施した。

## ② 会員各社における事業継続計画等の対応に関する実態の把握

地震等の大規模災害が発生した際の事業継続計画（Business Continuity Plan）、システム障害が発生した際のコンティンジェンシープラン、システムの安全対策等のリスク管理体制について、主務省から監督行政の参考とするために会員各社の整備状況に関して調査するよう要請があり、会員54社に対して10月にアンケート調査を実施した。

## (9) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故報告（様式第2号）及び本会への事故報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。今年度（平成25年4月分解決の5月報告から平成26年3月分解決の4月報告まで）は様式第2号が185件、様式第3号が115件であり、様式第1号（主務大臣の事前確認）は皆無であった。

## (10) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。



### 3. 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情・紛争の解決に係る事業では、顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの応対、苦情処理、あっせん又は調停による紛争仲介に取り組んでいるところであるが、近年の苦情・紛争件数の減少に対応して、単に苦情、紛争の解決を図るだけでなく、会員に対して、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

#### (1) 相談（問い合わせ）の受付状況

##### ① 問い合わせの受付件数

	平成25年度	前年度
現会員等に関するもの	360	335
国内取引	(263)	(279)
外国取引	(32)	(13)
店頭取引	(65)	(43)
元会員等に関するもの	52	82
その他	158	207
問い合わせ件数合計	570	624

※「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員等で社名が判明した件数であり、「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務の廃止等ですでに会員等でない社であって社名が判明した件数である。

問い合わせの受付件数は570件で、前年度（平成24年度）の624件と比べて54件（8.7%）の減少となった。

内訳をみると、現会員等に関するものは360件（63.2%）、元会員等に関するものは52件（9.1%）、その他（会員等の社名が判明しないもの、FX取引等の商品先物取引業以外の取引及び外務員の照会などの取引に直接関係しないもの等）は158件（27.7%）であった。

また、平成23年1月の商先法の完全施行後に会員等となった商品先物取引業者の扱う外国取引に関するものは32件、店頭取引に関するものは65件であり、前年度と比べ増加した。

##### ② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	平成25年度	前年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 84 (14.7%)	① 61 (9.8%)
勧誘に関するもの	② 39 (6.8%)	② 45 (7.2%)
外国為替証拠金取引に関するもの	③ 33 (5.8%)	⑦ 28 (4.5%)
インターネット取引に関するもの	④ 26 (4.6%)	⑧ 26 (4.2%)
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	⑤ 23 (4.0%)	③ 42 (6.7%)
売買に関するもの	⑥ 21 (3.7%)	⑥ 32 (5.1%)
上記以外の内容に関する問い合わせ	344 (60.4%)	390 (62.5%)
問い合わせ件数合計	570 (100.0%)	624 (100.0%)

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

## (2) 苦情の受付及び処理の状況

### ① 苦情の受付件数

	平成25年度	前年度
国内取引	25	35
外国取引	1	0
店頭取引	2	0
苦情件数合計	28	35

苦情の受付件数は28件であり、前年度の35件に比べて7件（20.0%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、国内取引に関するものが25件、外国取引に関するものが1件、店頭取引に関するものが2件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが2件あった。

### ② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成25年度	前年度
不当勧誘類型	16 (57.2%)	29 (82.9%)
一任売買類型	1 (3.6%)	0 (0.0%)
無断売買類型	2 (7.1%)	0 (0.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	5 (17.9%)	4 (11.4%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	2 (7.1%)	2 (5.7%)
その他	2 (7.1%)	0 (0.0%)
合計	28 (100.0%)	35 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情の28件を申出事由類型別にみると、多い順に不当勧誘類型が16件、仕切回避類型が5件と続いている。

なお、不当勧誘類型の比率は前年度の82.9%から57.1%に減少したが、前年度申出のなかった一任売買類型及び無断売買類型の事案が合わせて3件あった。

### ③ 苦情の処理状況

処理結果	平成25年度	前年度
解決	16 (57.2%)	9 (25.7%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打ち切り	9 (32.1%)	20 (57.1%)
処理中	3 (10.7%)	6 (17.1%)
苦情受付件数合計	28 (100.0%)	35 (100.0%)

苦情28件のうち、解決と打ち切りを合わせた25件（89.3%）が本年度内に処理を終了した。

また、前年度に受け付けた35件のうち処理中は6件あったが、この内の5件は平成25年度中に処理が終了（打ち切り5件）した。

### (3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

#### ① 紛争仲介の申出件数

	平成25年度	前年度
国内取引	25 (15)	26 (13)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	0 (0)
紛争仲介件数合計	25 (15)	26 (13)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は25件であり、前年度の26件に比べて1件（3.8%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが2件あった。

#### ② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成25年度		前年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	19 (76.0%)	11	20 (76.9%)	8
一任売買類型	0 (0.0%)	0	1 (3.8%)	1
無断売買類型	2 (8.0%)	1	1 (3.8%)	1
過当売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
仕切回避類型	3 (12.0%)	2	3 (11.5%)	2
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	0 (0.0%)	0	1 (3.8%)	1
その他	1 (4.0%)	1	0 (0.0%)	0
合計	25 (100.0%)	15	26 (100.0%)	13

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の25件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が19件と全体の8割近くを占め、仕切回避類型が3件と続いている。

#### ③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	平成25年度		前年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	5 (20.0%)	2	10 (38.4%)	3
取下げ	1 (4.0%)	1	1 (3.8%)	1
打切り	9 (36.0%)	5	6 (23.1%)	4
処理中	10 (40.0%)	7	9 (34.6%)	5
合計	25 (100.0%)	15	26 (100.0%)	13

紛争仲介25件のうち、解決、取下げ、打切りを合わせた15件（60.0%）が本年度内に処理を終了した。この15件のうち、14件が「あっせん」手続きにより、1件が「調停」手続きにより処理された。（前年度は処理した17件全てが「あっせん」手続きにより処理された。）

また、前年度に申し出のあった26件のうち処理中は9件あったが、このすべてが平成25年度中に処理が終了（解決5件、取下げ1件、打切り3件）した。

#### (4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

##### ① 苦情等の受付件数

	平成25年度	前年度
苦情	28	35
紛争仲介直接申出	15	13
苦情等件数合計	43	48

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに紛争仲介へ直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したもの（以下「苦情等」という。）の件数は43件であり、前年度の48件に比べ5件（10.4%）の減少となった。

これを商品デリバティブ取引別でみると、国内取引に関するものが40件、外国取引に関するものが1件、店頭取引に関するものが2件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが2件あった。

##### ② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	平成25年度	前年度
不当勧誘類型	27 (62.8%)	37 (77.1%)
一任売買類型	1 (2.3%)	1 (2.1%)
無断売買類型	3 (7.0%)	1 (2.1%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	7 (16.3%)	6 (12.5%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	2 (4.7%)	3 (6.3%)
その他	3 (7.0%)	0 (0.0%)
合計	43 (100.0%)	48 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の43件を申出事由類型別にみると、多い順に不当勧誘類型が27件、仕切回避類型が7件と続いている。

不当勧誘類型の比率が前年度の77.1%から62.8%の減少となった一方で、無断売買類型は2件増加して3件となった。

##### ③ 苦情等申出人（43名）の属性及び申出の契機

申出人の性別をみると、男性が37人（86.0%）、女性が6人（14.0%）で、男性の比率は前年度より3.6%減少した。

申出人の商品デリバティブ取引経験の有無をみると、経験者が14人（32.6%）でその比率は前年度（33.3%）より0.7%減少した。

申出人の年齢を年代別にみると、多い順に40歳代が11人（25.6%）、70歳代が9人

(20.9%)、30歳代が8人(18.6%)、50歳代及び60歳代が各7人(16.3%)であった。前年度との比較では、50歳代、60歳代が10人、11人から7人に減少した一方で、40歳代が9人から11人に、70歳代も7人から9人に増加した。

申出人の職業別にみると、自営業者が17人(39.5%)と最も多く、次いで無職が11人(25.6%)、会社員が8人(18.6%)の順となっており、前年度と傾向に変化はなかった。

申出の契機別にみると、多い順に「インターネットを見て」が15人(34.9%)と最も多く、次いで「契約締結前交付書面等を見て」が9人(20.6%)、「消費者センター等からの紹介」が5人(11.6%)となっており、前年度との比較では、「インターネットを見て」の比率が大幅に増加した。

## (5) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停について、省令第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

## (6) 会員への情報提供

### ① 苦情処理状況等

苦情の受付及び処理状況について、苦情処理規則に基づき、「苦情処理状況通知」として当期に係わりのあった会員に周知した。

(当期に係わりのあった会員数)

平成24年度 下半期 (10月～3月) 分	4月8日実施	(10社)
平成25年度 上半期 (4月～9月) 分	10月9日実施	(12社)

### ② 相談(問い合わせ)状況

相談の対象となった会員に対して2か月毎に、受付件数及び相談内容を通知し、また、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に周知した。

4月・5月受付分 (6月17日実施)	6月・7月受付分 (8月15日実施)
8月・9月受付分 (10月15日実施)	10月・11月受付分 (12月17日実施)
12月・1月受付分 (2月14日実施)	

### ③ 苦情処理及び紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき四半期毎に、苦情・紛争の申出内容及び処理結果等を会員に周知した。

平成24年度第4四半期 (1月～3月) 分	7月 2日実施	(苦情事例1件、紛争事例2件)
平成25年度第1四半期 (4月～6月) 分	8月20日実施	(苦情事例1件、紛争事例2件)
平成25年度第2四半期 (7月～9月) 分	12月27日実施	(苦情事例1件、紛争事例2件)
平成25年度第3四半期 (10月～12月) 分	3月 6日実施	(苦情事例2件、紛争事例2件)

## (7) 投資家等に対する情報提供

### ① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会で受け付けた相談の概要、苦情及び紛争状況について、毎月及び半期ごとに集計を行い、適宜、本会Webサイトに掲載した。

また、本会による苦情の解決及びあっせん・調停による紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2012年度（平成24年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

### ② Webによる相談等受付

利用者の利便性を向上させることを目的として、新たにWebによる相談、苦情等の受付を6月3日より開始した。平成25年度における受付件数は相談が7件であった。

### ③ 商品デリバティブ取引の仕組み等

投資家の理解力の向上、トラブルの未然防止を目的として、国内取引及び店頭商品CFD取引の仕組み、特徴及びリスク等に関する情報を12月27日に本会Webサイトに掲載した。

(18頁5.(1)①参照)

## (8) 消費者相談関係機関との情報交換等

独立行政法人国民生活センターのWebサイト内に設けられている「各種相談の件数や傾向」の「商品先物取引」ページにおいて、平成23年1月1日に商先法が完全施行されたにもかかわらず、「ロコ・ロンドン金取引についての相談も寄せられています。」等の注意喚起の文書が掲載されていたことから、7月16日に同センターに対し、この記載を商先法に基づく制度面の記載に変更するよう要請した。その結果、「2011年1月1日より全面施行された商品先物取引法において、契約内容を記載した書面の交付などが義務化されています。また、勧誘の場面においても、勧誘に先立って、顧客の意思を確認しないで勧誘する行為が禁止されているほか、再勧誘や断定的判断の提供等が禁止されています。」との記載に差し替えられた。

また、このほか以下のとおり、消費者相談関係機関との情報交換、意見交換等を行った。

訪問先

集会参加

2月26日 東京都消費生活総合センター 平成25年度第3回消費者団体情報交流集会の参加

#### 4. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

外務員登録に係る事業は、主務大臣からの委任事務であり、引き続き円滑に実施した。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員の利便性に寄与するため平成24年度に導入したコンピュータ方式を引き続き円滑に実施し、外務員登録資格試験問題及び登録更新講習コンテンツの見直しも実施した。

研修に係る事業では、コンプライアンス体制確立プログラムに基づき、日商協ゼミナールを開催し、外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する基礎的な知識の習得とそのリニューアルを図った。

##### (1) 外務員の登録

平成26年3月末の登録者数は31,117名であった。平成25年3月末の登録者数30,613名から504名増加となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

〔平成25年度外務員登録状況〕

(単位：人)

	合計	うち国内取引	うち仲介業者
登録者数	3,306	388	20
登録更新者数	193	191	0
登録抹消者数	2,802	410	33
年度末外務員数	31,117	2,308	181

##### (2) 外務員登録資格試験の実施

受験者の利便性を考慮し、全国各地で受験可能なコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も引き続き円滑に実施した。また、新テキストの「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」の刊行を踏まえ、平成26年3月から出題問題を刷新した。

資格試験の延べ受験者数は525名であり、昨年度の受験者数528名より3名減少した。

〔平成25年度外務員登録資格試験実施状況〕

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	59	51	86.4%
5 月 度	186	164	88.2%
6 月 度	51	39	76.5%
7 月 度	25	15	60.0%
8 月 度	31	21	67.7%
9 月 度	22	18	81.8%
10 月 度	23	17	73.9%
11 月 度	24	19	79.2%
12 月 度	25	13	52.0%
1 月 度	26	17	65.4%

	受験者数	合格者数	合格率
2 月 度	34	19	55.9%
3 月 度	19	12	63.2%
計	525	405	77.1%

### (3) 登録更新講習の実施

登録更新講習も資格試験と同様にコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も円滑に実施した。また、新テキストの「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」の刊行を踏まえ、平成25年12月から講習内容を刷新し、4部制で、「コンプライアンスの重要性と外務員の倫理観」「外務員の使命と行動」「顧客心理及び消費者トラブルの実態」「商品先物取引業務の健全な遂行」について解説し、理解度確認テスト（設問12問中8問以上の正解で受講修了）を課した。

更新講習の受講者数は209名で修了者は207名であった。そのうち、更新のための修了者は168名、再登録のための修了者は39名であった（昨年度と比較して、全体では3名の減少、更新者は20名の増加、再登録者は23名の減少となった）。

〔平成25年度更新講習実施状況〕

（単位：人）

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	26	26	20	6
5 月 度	31	30	28	2
6 月 度	16	16	11	5
7 月 度	15	15	9	6
8 月 度	19	19	15	4
9 月 度	10	10	10	0
10 月 度	4	4	2	2
11 月 度	21	21	17	4
12 月 度	5	5	3	2
1 月 度	11	11	11	0
2 月 度	18	18	15	3
3 月 度	33	32	27	5
計	209	207	168	39

### (4) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年開催しているものであり、本年度も「シェールオイル革命と商品市場の今後（7月5日）」「最新判例にみる金融商品トラブルの現状と対応策（7月12日）」などのテーマにて7月と2月の2期に分け、それぞれ4回ずつ計8回実施し、延べ263名の役職員が受講した。



(5) 外務員教育教材の制作について

① 外務員資格試験用テキスト「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」について

外務員資格試験用テキストとして用いてきた「商品先物取引業務の基礎知識」については、その内容を抜本的に見直して、個人顧客のニーズに応え得る資産運用のほか、外務員倫理に関する基礎的知識の記述を充実した「商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）」として制作し、平成25年5月に完成し、平成26年3月の試験から使用した。

② 外務員教育用教材「コモディティハンドブック」について

商先法の完全施行前に外務員資格試験用テキストとして用いていた「上場商品の基礎知識」については、外務員の資質の向上を目的とした外務員教育用教材として、商品の需給や価格の変動要因等に関する情報を取りまとめた貴金属編、石油・ゴム編、農産物編の3分冊編成のコモディティハンドブックを作成した。

まず貴金属編を制作し、平成25年3月上旬に完成、石油・ゴム編、農産物編については同年5月に完成し、会員に案内を行った。

(6) 外務員用シラバス（手引書）の作成と外務員登録資格試験におけるその活用について

「コンプライアンス体制確立プログラム」（平成24年9月26日理事会決定）に求められている外務員の法令遵守意識の徹底及び外務員の資質の向上に係る諸施策（教育用テキストの刷新など）を行っているところであるが、今般、新たに「外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書を作成して、外務員に求められる知識水準の持続的な向上を図ることとし、第23回外務員登録等資格委員会（3月20日開催）において承認された。

## 5. 広報等に係る事業

### (1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。なお、平成25年度における本会Webサイトの総訪問件数は134,975件で前年（127,703件）より7,272件増加した。

#### ① 投資家向けコンテンツの充実

投資家に向けての情報提供として、商品デリバティブ取引に対する投資家の理解力の向上に資するため、国内取引及び商品CFD取引の仕組み、特徴及びリスク等に関する説明を刷新し、12月27日にWebサイトに掲載した。（14頁3.(7)③参照）

また、登録外務員数のデータ、会員名簿、役員名簿、本会諸規則などの更新や変更に伴う掲載情報の更新を適時行った。

#### ② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、6月、10月、1月に会報を作成し、Webサイトで公開した。

#### ③ 商品デリバティブ取引に係る統計の作成（店頭商品CFD取引、外国取引）

日本国内において行われる店頭商品CFD取引については、これまで統計が作成されておらず、同取引の銘柄や規模等の実態が明らかでなかった。そのため、この取引の実態を社会に啓発するとともに取引の信頼性及び透明性の向上を図るため、7月31日に本会Webサイト上で平成24年度、平成25年4月度、5月度、6月度の口座数、証拠金等残高、月間取引状況及び月末建玉残高の数値を公表し、以後、月次の結果を毎月公表した。

外国取引についても同様に公表することを検討したが、外国取引を実際に行う会員数、取引規模等を考慮して当面は会員から提供を受けたデータの集計を行い、公表については改めて公表方法等を検討したうえで然るべき時期に行うこととした。（統計作成に係る規則の変更等は24頁2.(2)②参照）

#### ④ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。

#### ⑤ Webサイトの安全性の強化

昨今、サイバー攻撃による情報漏洩などが社会的問題となっているため、本会Webサイトのセキュリティ診断を実施し、発見された脆弱性については直ちに修正した。

### (2) 報道関係への対応

#### ① 会長インタビュー

2月に発行された「Merit 2014年春号」（市場経済研究所）に、荒井会長へのインタビュー記事「社会的認知が最大のポイント」が掲載された。

#### ② 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計6回開催した。

### ③ ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計35回発行した。

### (3) 協会史「平成のあゆみ」の作成

本会は平成11年4月に商品取引所法（現商先法）に基づく特別法人として認可を受けたが、平成26年4月にはそれから15年の区切りを迎えることから、本会が平成3年5月に社団法人として発足してから行ってきた事業を振り返ることとして協会史「平成のあゆみ」の編纂を行い、平成26年4月1日付で発行し、会員、関係団体等に配付した。

その主な内容は、本会及び商品先物取引業界の出来事を年表形式で取りまとめた冊子（昭和60年以降、本会が社団法人として発足する平成3年までの間の全国商品取引員協会連合会における当時の出来事を含む。）と、この冊子の付属資料として事業概況報告書及び収支決算書、会報、委託のガイド等の各種資料を収録したDVDからなっている。

## Ⅱ 総務に関する事項

### 1. 平成 25 年度の事業計画・収支予算及び会費

#### (1) 事業計画

平成 25 年度の事業計画は、①商品デリバティブ取引の社会的信頼性の向上、会員のコンプライアンス向上の支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定を基本方針に作成し、第 26 回臨時総会（平成 25 年 3 月 19 日開催）において決定した。

事業推進の基本方針については次のとおり。

#### ① 自主規制に係る事業

##### イ. 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

a. コンプライアンス体制に関する自己点検の結果に基づき、会員のコンプライアンス・リスクの所在を分析し、商品デリバティブ取引及び取引形態を踏まえた自主規制ルールの整備

b. 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引における自主規制ルールとの比較検討

##### ロ. 会員の適正な商品先物取引業務の確保

a. 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の確立に向けた指導

b. 会員の商品先物取引業務に関する改善指導

c. 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

##### ハ. 会員の監査

a. 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施

b. 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査、指導

##### ニ. 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

##### ホ. 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

#### ② 苦情・紛争の解決に係る事業

##### イ. 顧客等からの苦情の解決

##### ロ. 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営

a. 紛争仲介業務の迅速な実施

b. 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施

c. ADR 促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備

##### ハ. 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知

a. 利用者の立場にたった利便性の向上策の実施

b. 相談センターに寄せられる顧客等の声の分析と会員周知

ニ. 消費者相談機関等との情報交換

③ 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- イ. 外務員登録等の適正な運営、実施
- ロ. 外務員資格試験の適正な運営、実施
- ハ. 登録更新講習の適正な運営、実施
- ニ. 外務員等の資質向上策の実施
  - a. 外務員等に対するセミナー等の開催
  - b. 外務員等の教育教材の制作

④ 広報等に関する事業

- イ. 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- ロ. 協会事業等に係る情報提供
  - a. 商品デリバティブ取引に係る統計の作成、公表（外国商品市場取引、商品CFD取引）
  - b. 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
  - c. 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
- ハ. マスコミ報道機関等への情報提供

(2) 当初収支予算及び会費について

① 当初収支予算

平成25年度当初収支予算は、商品市場の再編や、外国為替証拠金取引の規制強化などを背景に、会員にとって厳しい経営環境が続くと見込まれることから、本会も引き続き厳しい財政状態であるため、中期的な協会の運営の安定を図りつつ、事業計画を的確かつ効率的に推進するための予算を策定した

当初収支予算の規模は、収支同額の359,636千円（前年予算353,551千円）とし、平成25年度の会費必要額は、総支出額から手数料収入11,520千円、前期繰越額58,116千円を引いた290,000千円（前年度と同額）とした。

② 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成23年6月15日施行、以下「会費の支払い方法について」という。）に基づき算出した。

平成25年度の会費額の算出条件は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・平成25年度の会員数の見込み 55社
- ・会費必要額 2.9億円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額 1.5億円、比例会費対象額 1.4億円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 2,727,200円（1.5億円÷55社 百円未満切り捨て）

- ・ 比例会費 （計算式は下のとおり ※1)

一會員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額 (1.4億円)
全會員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (43,818,266千円 ※3)		

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各會員からの平成24年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。ただし、年の途中から事業を開始した會員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額とした。

### (3) 変更収支予算について

平成26年度の会費必要額を決定するためには、前年度からの繰越額が必要となるため、仮決算的に平成25年度の変更収支予算を作成した。第60回総務委員会（2月17日開催）で検討を行い、第122回理事会（2月26日開催）の審議を経て、第27回臨時総会（3月19日開催）において承認された。

#### ① 収入

当初収支予算の事業活動収入の合計は301,520千円であったが、年度途中で2社の入会があったことにより入会金等が増加したこと、また、外務員登録料収入等の増加により3,000千円ほど増え、変更予算では304,821千円となった。

#### ② 支出

平成25年度の予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた。

その結果、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算327,998千円のところ、変更収支予算では275,101千円となり、53,000千円ほどの削減となった。

投資活動支出は、退職給付引当金の取得支出及び平成23年から使用している外務員登録システムの更新時期の到来等を見越し、システム等更新準備積立資産へ20,000千円の取得支出を行い、また、財務活動支出はリース債務支出を行った。

#### ③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は17,040千円のマイナスとなり、平成24年度からの繰越収支差額72,531千円を加味すると次期繰越収支差額は55,491千円となった。

### (4) 会費制度の運用状況の検証について

本年度（平成25年度）の会費制度を決定した第26回臨時総会（平成25年3月19日開催）において、引き続き会費制度の検証を続けるとされたことから、来年度（平成26年度）の会費制度の決定に際し、前年に続いて改めて検証を行った。

第58回総務委員会（11月7日開催）で行った検証では、業界全体の状況に大きな変化はなく、運用に特段の問題は見られないとの結論に達し、第120回理事会（11月27日開催）でこの検証結果が了承された。

この検証結果について、会員代表者懇談会（12月5日開催）において報告を行ったところ、一部会員から会費制度に対する具体的提案が出されたので、第59回総務委員会（1月21日開催）において、会費制度の方向性についての詳細な検討を再び行ったが、提案内容を会費制度に導入することは困難を伴うことから現行の会費制度を維持するとの結論に達し、第121回理事会（1月26日開催）において、これが承認された。

なお、この会費制度の方針に基づいて作成された平成26年度収支予算案は第60回総務委員会（2月17日開催）で検討を行い、第122回理事会（2月26日開催）の審議を経て、第27回臨時総会（3月19日開催）において承認された。

## 2. 協会運営の合理化等

### (1) 上級外務員認定規則等の廃止及び上級外務員認定審査委員会の解散

上級外務員認定制度については、第7回上級外務員認定審査委員会（平成23年9月16日書面開催）において新たな認定を行わないことを決定し、上級外務員認定者の管理に係る業務のみを行っていた。その後、認定者数の減少や会員の営業において活用されていない状況であることが確認されたことから、本制度は廃止することとし、上級外務員認定規則、上級外務員認定審査委員会規則の廃止及び上級外務員認定審査委員会の解散を第53回総務委員会（1月21日開催）の審議を経て、第121回理事会（1月29日開催）において決定し、同日付で規則の廃止及び委員会を解散した。

### (2) 定款の施行に関する規則の一部改正

① 産業構造審議会商品先物取引分科会報告書において、自主規制機関によるトラブル防止に向けた指導・監督等の積極的な取組みが求められた。そこで、会員が自社で受け付けた個人顧客を対象とする登録外務員の勧誘を伴う対面営業における苦情の件数を報告するための改正及びこの報告を行うための所要の手続きを定めた「会員の自社受付に係る苦情の状況報告の実施要領」の制定を第57回総務委員会（5月21日開催）の審議を経て、第116回理事会（5月29日開催）において決定し、6月1日から施行した。

② 外国取引及び店頭商品CFD取引に係る統計を作成し公表するためには、該当する業務を行う会員から統計に係るデータの提供が不可欠であるため、会員がこのデータの報告を行うための改正を第57回総務委員会（5月21日開催）の審議を経て、第116回理事会（5月29日開催）において決定し、6月1日から施行した。

また、この報告を行うための所要の手続きを定めた実施要領も制定し、「店頭商品デリバティブ取引（商品CFD取引）に係る業務報告の実施要領」については、定款の施行に関する規則の改正と同じ手続きで決定し、「外国商品市場取引に係る業務報告の実施要領」については、第59回総務委員会（1月21日開催）の審議を経て、第121回理事会（1月29日開催）で決定し、即日施行した。（統計の公表等については18条5.(1)③参照）

③ 商先法の規定に基づく命令、処分又は勧告を受けた場合など、会員のコンプライアンス体制に関する情報を報告する規定に一部不足があったことから、会員のコンプライアンス水準の向上を図るための取組みを一層進めるために規定の見直しを行い、第58回総務委員会（11月7日開催）の審議を経て、第120回理事会（11月27日開催）において決定し、即日施行した。



### 3. 役員・委員会委員の異動

#### (1) 役員の変動

平成25年度における役員の変動は次のとおりであった。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	西崎龍司	㈱三井住友銀行	新任	H25. 4. 1
理事	西崎龍司	㈱三井住友銀行	辞任	H26. 3. 31

#### (2) 委員会委員の変動

平成25年度における委員会委員の変動は次のとおりであった。

あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会については、4月7日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った。

なお、上級外務員認定審査委員会は第121回理事会（1月29日開催）で解散が決まった。

(24頁 2.(1)参照)

委員会名	氏名	事由	年月日
自主規制委員会	委員 寺島久史	新任	H25. 4. 1
	委員 澤田純	新任	H25. 12. 16
	委員 守田猛	新任	H25. 12. 16
	委員 寺島久史	辞任	H26. 3. 31
総務委員会	委員 寺島久史	新任	H25. 4. 1
	委員 古田省三	新任	H25. 12. 16
	委員 清水清	新任	H26. 1. 1
	委員 寺島久史	辞任	H26. 3. 31
あっせん・調停委員会	委員 友野弘	退任	H25. 4. 6
	委員 中田好昭	退任	H25. 4. 6
	委員 塚平信彦	退任	H25. 4. 6
	委員 若原紀代子	退任	H25. 4. 6
	委員 饗庭靖之	再任	H25. 4. 7
	委員 石山卓磨	再任	H25. 4. 7
	委員 大宮正	再任	H25. 4. 7
	委員 小林孝一	再任	H25. 4. 7
	委員 小宮山澄枝	再任	H25. 4. 7
	委員 高井康行	再任	H25. 4. 7
	委員 高木賢	再任	H25. 4. 7
	委員 畑中鐵丸	再任	H25. 4. 7
	委員 平出まや	再任	H25. 4. 7
	委員 八代徹也	再任	H25. 4. 7
	委員 山崎宏征	再任	H25. 4. 7
	委員 吉野高	再任	H25. 4. 7
	委員 大場民男	再任	H25. 4. 7
	委員 川原誠	再任	H25. 4. 7
	委員 鈴木和明	再任	H25. 4. 7
	委員 西川正志	再任	H25. 4. 7
委員 平野曜二	再任	H25. 4. 7	
委員 石橋伸子	再任	H25. 4. 7	
委員 上原理子	再任	H25. 4. 7	
委員 土谷明	再任	H25. 4. 7	

委 員 会 名	氏 名	事 由	年 月 日	
	委 員	法 常 格	再 任	H25. 4. 7
	委 員	播 磨 政 明	再 任	H25. 4. 7
	委 員	若 林 正 伸	再 任	H25. 4. 7
外務員登録等資格委員会	委 員 長	河 内 隆 史	再 任	H25. 4. 7
	副 委 員 長	池 本 正 純	再 任	H25. 4. 7
	委 員	石 山 卓 磨	再 任	H25. 4. 7
	委 員	宇 佐 美 洋	再 任	H25. 4. 7
	委 員	小 林 孝 一	再 任	H25. 4. 7
	委 員	野 田 博	再 任	H25. 4. 7
	委 員	山 田 廣 己	再 任	H25. 4. 7
	上級外務員認定審査委員会	委 員 長	河 内 隆 史	委員会解散
副 委 員 長		宇 佐 美 洋	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		池 本 正 純	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		石 山 卓 磨	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		小 林 孝 一	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		山 田 廣 己	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		吉 野 高	委員会解散	H26. 1. 29
委 員		村 田 裕 成	委員会解散	H26. 1. 29

#### 4. 会員の異動

年度当初の本会の会員は56社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は51社となった。

##### (1) 加 入

会 員 名	会員代表者名	年月日
豊田通商マーケットツジャパン(株)	藤 原 健 雄	H25. 5. 17
I S 証 券 (株)	多 田 一 昭	H25. 10. 8

##### (2) 脱 退

会 員 名	事 由	年月日
PLANEX TRADE. COM(株)	商品先物取引業の廃止	H25. 5. 31
インヴァスト証券(株)	商品先物取引業の廃止	H25. 9. 30
ひまわり証券(株)	商品先物取引業の廃止	H26. 1. 31
アヴァトレード・ジャパン(株)	商品先物取引業の廃止	H26. 2. 28
(株) S B I 証 券	商品先物取引業の廃止	H26. 3. 24
フォレックス・ドットコムジャパン(株)	商品先物取引業の廃止	H26. 3. 31

##### (3) 合併

合併後商号	合併会社	年月日
(株) み ず ほ 銀 行	(株)みずほコーポレート銀行と (株)みずほ銀行	H25. 7. 1

##### (4) 商号の変更

新商号	旧商号	年月日
EVOLUTION JAPAN(株)	エ ー ス 交 易 (株)	H25. 12. 3

##### (5) 会員代表者の変更

会員名	新代表者名	旧代表者名	年月日
(株) み ず ほ 銀 行	柴田利喜	玉利 望	H25. 4. 1
J P ア セ ッ ト 証 券 (株)	志村 仁	北方健作	H25. 6. 10
(株) 北 陸 銀 行	庵 栄伸	高木繁雄	H25. 6. 21